

第 16 回議会基本条例策定特別委員会の概要

開催日時 平成 25 年 4 月 24 日（火）午前 10 時から
 開催場所 908 会議室
 出席委員 委員長：佐藤一好 副委員長：真田広志
 委員：村山国子 羽田房男 後藤善次 梅津政則 白川敏明 萩原太郎
 半沢正典 西方正雄 佐久間行夫 黒沢 仁 尾形 武 穴戸一照
 斎藤朝興 須貝昌弘
 欠席委員 委員：山岸 清

議 題

1. 議会基本条例の内容検討について
2. その他

次回開催日について

第 17 回：平成 25 年 4 月 30 日（火）午前 10 時から	908 会議室
第 18 回：平成 25 年 5 月 15 日（水）午前 10 時から	908 会議室
第 19 回：平成 25 年 5 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から	908 会議室
第 20 回：平成 25 年 6 月 28 日（金）午前 10 時から	908 会議室
第 21 回：平成 25 年 7 月 5 日（金）午前 10 時から	908 会議室
第 22 回：平成 25 年 7 月 17 日（水）午前 10 時から	908 会議室
第 23 回：平成 25 年 7 月 24 日（水）午前 10 時から	908 会議室
第 24 回：平成 25 年 7 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から	908 会議室

協議内容

1. 前回の検討事項の確認について

○会派に持ち帰り検討した結果について、各会派から説明、質疑、意見交換のうえ議会基本条例における取り扱いと、考え方について確認。

【第 6 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 議会モニターの実施

■ 取り扱い：議会基本条例の内容には盛り込まない。

【第 7 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 政策討論会の実施

■ 取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■ 考え方

議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

【第 12 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 議員定数決定の手続き

■ 取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■ 考え方

①議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来

の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。

②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

③議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。

④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定めるものとする。

【第14回特別委員会の検討事項と協議の結果】

(1) 市民福祉向上を目指した活動

■取り扱い：考え方を修正したうえで、議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

議員は、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。

(2) 議会活動に関する説明

■取り扱い：考え方の取り扱いについて、次回の特別委員会において再度協議する。

(3) 災害時における議員の活動

■取り扱い：正副委員長より提示した考え方の修正案の取り扱いについて、次回の特別委員会において再度協議する。

【第15回特別委員会の検討事項と協議の結果】

(1) 議長の責務と役割

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

①議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

②議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

③前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(2) 会派について

■取り扱い：考え方の取り扱いについて、次回の特別委員会において再度協議する。

(3) 代表者会議について

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

議長は、円滑な議会運営及び意見調整等のために、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができるものとする。

2. 今回検討事項について

○検討事項について、会派に持ち帰り検討のうえ、次々回の第18回の委員会で意見集約を行うことについて確認。

(今回の検討事項)

パブリック・コメントの実施について

市民報告会の実施について